

平成28年度スポーツ振興事業助成ガイド

平成28年8月

独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

目次

- スポーツ振興事業助成の概要 P. 2
- 平成28年度スポーツ振興くじ助成金交付対象事業の概要 P. 4
- 平成28年度スポーツ振興基金助成金交付対象活動の概要 P. 15
- 平成28年度競技強化支援事業助成金交付対象活動の概要 P. 19
- 平成28年度競技力向上事業助成金交付対象事業の概要 P. 21
- 助成事業の手続きの流れ P. 23

スポーツ振興事業助成審査委員会

スポーツ振興基金への寄附金

本資料において、団体名については、下記の略称表記としております。

JSC	独立行政法人日本スポーツ振興センター	JSAA	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
日体協	公益財団法人日本体育協会	JTL	一般社団法人日本トップリーグ連携機構
JOC	公益財団法人日本オリンピック委員会	Jリーグ	公益社団法人日本プロサッカーリーグ
日レク	公益財団法人日本レクリエーション協会	Tokyo 2020	公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
JPSA	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	JR2019	公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会
JADA	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構	JPC	日本パラリンピック委員会

スポーツ振興事業助成の概要

JSCでは、国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の向上、地域におけるスポーツ環境の整備など、スポーツの普及・振興を図るため、スポーツ振興事業に対する助成を行っています。

【スポーツ振興くじ助成金】

スポーツ振興くじtotoは、スポーツ環境の整備・充実など、スポーツ振興施策を実施するための財源確保を目的として導入されました。平成14年度から、totoの販売により得られる収益により、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりから、世界の第一線で活躍する選手の育成まで、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に対して助成を行っています。

【スポーツ振興基金助成金】

スポーツ振興基金は、スポーツの国際的な競技水準の向上とスポーツの裾野拡大のため、平成2年に政府出資金を受けて設立されました。これに民間からの寄附金を合わせて基金の拡充を図り、その運用益等により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動等に対して助成を行っています。

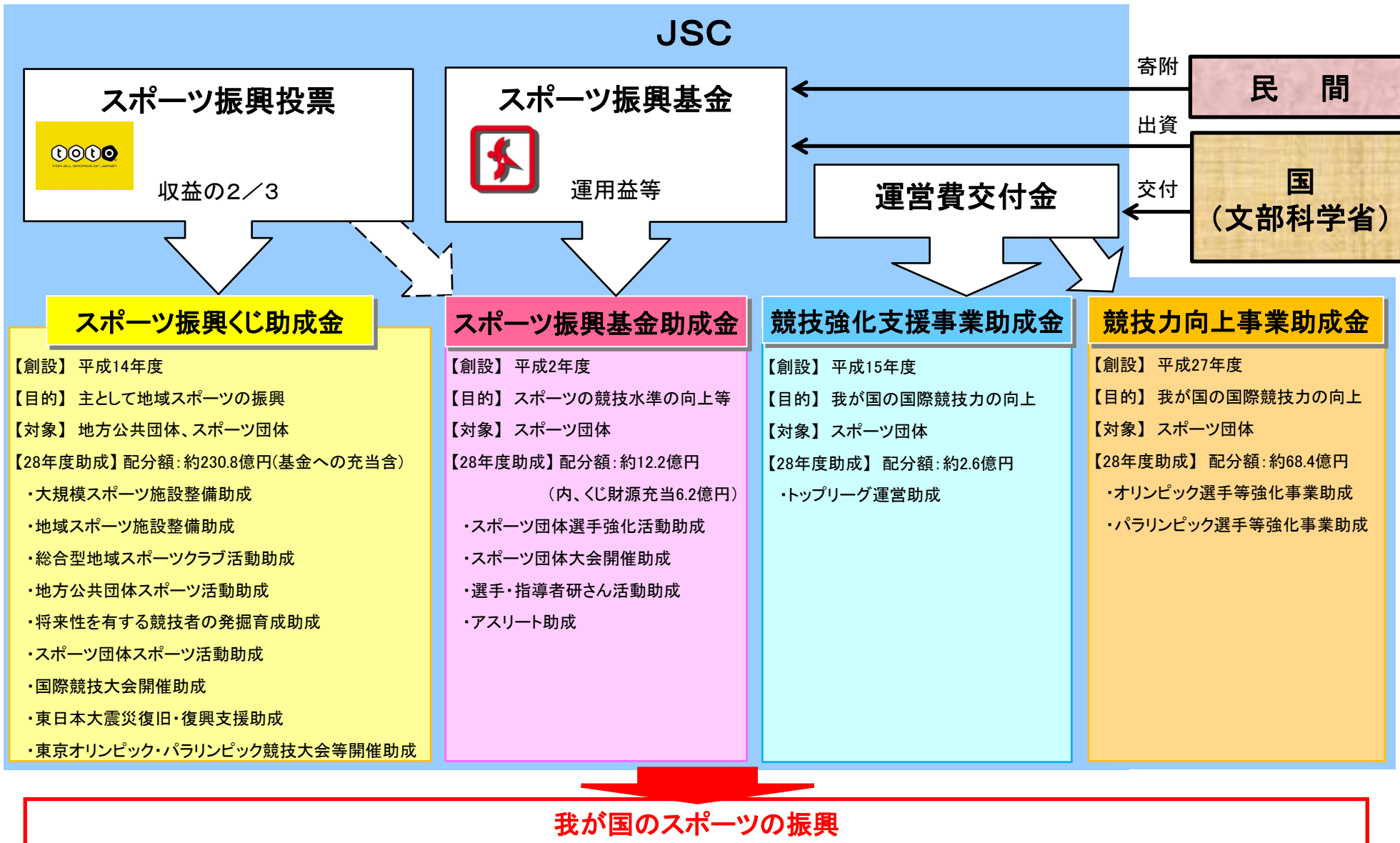
【競技強化支援事業助成金】

スポーツ基本計画に掲げる政策目標の一つである「夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現」を図るため、平成15年度から、国の交付金を受け、これを財源として、オリンピックでのメダルの獲得が期待できる競技の強化及びチーム単位で競う国内におけるスポーツ最高峰のリーグの活性化、トップレベル競技者の活動基盤の整備を目的として、助成を行っています。

【競技力向上事業助成金】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等において、日本代表選手の過去最多を超えるメダル数、入賞者数の獲得を目指すため、PDCAサイクルの強化等を通じた戦略的な選手強化を実施し、オリンピック・パラリンピック双方の国際競技力向上を図るため、平成27年度から国の交付金を受け、これを財源として、競技団体等が行う選手強化事業に対して、助成を行っています。

スポーツ振興事業助成の概要(助成金の種別とその目的)





平成28年度スポーツ振興くじ助成金 交付対象事業の概要

大規模スポーツ施設整備助成

国際的又は全国的規模のスポーツの競技会等を開催するための大規模スポーツ施設の整備に対して助成することにより、我が国のスポーツに関する競技水準の向上及び国際競技大会等の開催が可能となる拠点施設の整備の促進を図ることを目的としています。

助成対象事業		助成対象者	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
Jリーグホームスタジアム等整備事業					
Jリーグホームスタジアム整備事業	新設	1 都道府県 2 市町村（特別地方公共団体を含む。以下同じ。）	40億円	3/4	30億円 （3か年度合計）
Jリーグ拠点施設整備事業	新設		20億円		15億円 （3か年度合計）
国民体育大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造		6億円		4.5億円 （2か年度合計）

地域スポーツ施設整備助成

総合型地域スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスの整備をはじめ、グラウンドの芝生化等の事業に対して助成することにより、地域における身近なスポーツ施設の整備の促進を図ることを目的としています。

助成対象事業		助成対象者	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
クラブハウス 整備事業	新設	<ol style="list-style-type: none"> 市町村 市町村が出資又は拠出したスポーツ団体 法人格を有する指定都市体育協会 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ ※原則として、法人設立後5年を経過した団体に限る。 	75,000千円	4/5	60,000千円
	改造		15,000千円	3/4	11,250千円
グラウンド 芝生化事業	芝生化新設	<ol style="list-style-type: none"> 都道府県 市町村 都道府県若しくは市町村が出資又は拠出したスポーツ団体 法人格を有する都道府県体育協会及び指定都市体育協会 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ ※原則として、法人設立後5年を経過した団体に限る。 	60,000千円	4/5	48,000千円
			人工芝生化新設	40,000千円	3/4
	芝生化改設		天然芝生化改設		
			人工芝生化改設		
天然芝維持活動	2,000千円	2/3	1,333千円		
スポーツ競技施設等の整備	下限 10,000千円 上限 30,000千円		20,000千円		
学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備	<ol style="list-style-type: none"> 都道府県 市町村 		下限 30,000,001円 上限 150,000千円	100,000千円	
スポーツ競技施設の大規模改修等					

総合型地域スポーツクラブ活動助成

総合型地域スポーツクラブの創設及び活動事業等に対して助成することにより、地域におけるスポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図ることを目的としています。

助成対象事業	助成対象者	助成対象期間	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	1 市町村 2 日体協 3 日レク	助成初年度から継続2カ年度又はクラブ設立の日までのいずれか短い期間	下限 400千円 上限 1,200千円	9/10	1,080千円
総合型地域スポーツクラブ創設事業	市町村				
総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	1 市町村 2 日体協 3 日レク	助成初年度から継続5カ年度	下限 400千円 上限 2,400千円		2,160千円
総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業	法人格を有する総合型地域スポーツクラブ		下限 1,000千円 上限 2,400千円		
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業	1 市町村 2 日体協 3 日レク		上限 2,160千円		1,944千円
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業	法人格を有する総合型地域スポーツクラブ	助成初年度から継続8カ年度			
クラブアドバイザー配置事業	1 都道府県 2 都道府県が出資又は拠出したスポーツ団体 3 日体協 4 都道府県体育協会	当該年度	上限 5,000千円 (一人につき)		4,500千円 (一人につき)

地方公共団体スポーツ活動助成

地方公共団体が地域住民等を対象に、スポーツへの参加とその継続を推進するために行う事業に対して助成することにより、地域スポーツ活動の活性化を図ることを目的としています。

助成対象事業	助成対象者	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
地域スポーツ活動推進事業				
ア スポーツ教室、スポーツ大会等の開催	1 都道府県 2 市町村	下限 750千円 上限 ※下表参照	4/5	下表参照
イ スポーツ指導者の養成・活用		下限 400千円 上限 ※下表参照		
ウ スポーツ情報の提供		下限 400千円 上限 ※下表参照		
エ 大型スポーツ用品の設置		上限 7,500千円		6,000千円
国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業 (スキー競技会、スケート・アイスホッケー競技会)	都道府県	上限 150,000千円	3/4	112,500千円

(別 表)

	助成対象経費の限度額	助成金の限度額
地域スポーツ活動推進事業のア～ウに係る全ての事業の合計額		
都道府県又は指定都市	15,000 千円	12,000 千円
指定都市を除く市町村	10,000 千円	8,000 千円

将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成

JOC及びJOC加盟競技団体等が行う競技特性に基づく将来性を有する競技者の発掘及び一貫指導の下での育成を行う事業のほか、地域が行う子どもの身体・運動能力特性に基づく将来性を有する競技者の発掘事業に対して助成をすることにより、中央レベルから地域レベルまでが一体となった優れた素質を有する競技者の組織的・継続的な発掘及び育成を図ることを目的としています。

助成対象事業	助成対象者	助成対象経費の限額額	助成割合	助成金の限度額
タレント発掘・一貫指導育成事業				
ア 「JOCアスリートプログラム」又は「競技者育成プログラム」に基づく定期的・継続的な競技者の発掘育成事業	1 JOC 2 JOCの加盟競技団体	200,000千円	4/5	160,000千円
イ 「競技者育成プログラム」に基づき、定期的・継続的な競技者の発掘育成事業を行う非営利のスポーツクラブの活動に対する支援事業	JOCの加盟競技団体			
ウ チーム単位で競うスポーツの国内における最高峰のリーグを運営する団体と関係競技団体が協調したジュニア競技者（概ね18歳以下）の育成を目的とした下部リーグの開催事業	1 JTLの加盟団体 2 Jリーグ	100,000千円		80,000千円
身体・運動能力特性に基づくタレント発掘事業	1 都道府県 2 都道府県が出資又は拠出したスポーツ団体 3 都道府県体育協会	10,000千円		8,000千円

スポーツ団体スポーツ活動助成 <スポーツ活動推進事業>

スポーツ団体がスポーツの振興のために行う事業に対して助成することにより、生涯にわたる豊かなスポーツライフのための環境づくりと、競技水準の向上を図ることを目的としています。

助成対象事業	助成対象者	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
スポーツ活動推進事業				
ア スポーツ教室、スポーツ大会等の開催	1 日体協 2 JOC 3 日レク 4 JP SA 5 JADA 6 JSAA 7 1、2又は3の加盟団体 8 1～7以外で、スポーツ振興を主たる目的とする法人	下限 750千円 上限 ※下表参照	4/5	下表参照
イ スポーツ指導者の養成・活用		下限 400千円 上限 ※下表参照		
ウ スポーツ情報の提供		下限 400千円 上限 ※下表参照		
エ マイクロバスの設置		上限 5,000千円		4,000千円

別表

	助成対象経費の限度額	助成金の限度額
スポーツ活動推進事業のア～ウに係る全ての事業の合計額		
日体協及び同団体の加盟団体（都道府県体育協会を除く。） JOC及び同団体の加盟団体 日レク、JP SA、JADA、JSAA	20,000千円	16,000千円
都道府県体育協会 日レクの加盟団体（都道府県レクリエーション協会を除く。） 法人格を有するスポーツ団体（公益社団法人、公益財団法人）	15,000千円	12,000千円
上記以外の非営利法人であるスポーツ団体 法人格を持たない都道府県レクリエーション協会	4,500千円	3,600千円

スポーツ団体スポーツ活動助成 <スポーツ活動推進事業以外>

助成対象事業	助成対象者	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
ドーピング検査推進事業				
ドーピング検査事業	1 日体協 2 JOC 3 JP SA 4 JADA 5 JADAの加盟団体	-	9/10	-
ドーピング防止情報提供事業	1 日体協 2 JOC 3 JP SA 4 JADA			
ドーピング防止啓発活動推進事業	JADAの加盟団体			
ドーピング分析機器等整備事業	JADA			
スポーツ仲裁等事業	J S A A	15,000千円	9/10	13,500千円
スポーツ指導者海外研修事業				
若手スポーツ指導者長期在外研修	1 JOC 2 1の加盟団体	-	4/5	-
組織基盤強化事業				
国際交流推進スタッフ育成事業	1 日体協 2 JOC 3 日レク 4 JP SA 5 JADA 6 J S A A 7 1又は2の加盟団体	-	3/4	-
スポーツ団体ガバナンス強化事業	1 日体協 2 JOC 3 日レク 4 JP SA 5 JADA 6 J S A A 7 1～4のいずれかの加盟競技団体	下表参照		下表参照
国際スポーツ会議開催事業	1 日体協 2 JOC 3 日レク 4 JP SA 5 JADA 6 1又は2の加盟競技団体	75,000千円	2/3	50,000千円

別表

	助成対象経費の限度額	助成金の限度額
スポーツ団体ガバナンス強化事業		
1～6に掲げる助成対象者	8,000千円	6,000千円
7に掲げる助成対象者	1,200千円	900千円

国際競技大会開催助成

我が国において、国際的な規模のスポーツの競技会を開催する事業に対して助成することにより、国際競技大会の円滑な開催を図ることを目的としています。

助成対象事業		助成対象者	助成対象経費の限額額	助成割合	助成金の限度額
ア オリンピック競技大会 (冬季競技大会を含む。)	大会開催事業	1 都道府県 2 市町村 3 JOC又は日体協の加盟競技団体 4 大会組織委員会(大会開催の準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人)	5億円	2/5	2億円 (※2)
イ アジア競技大会 (冬季競技大会を含む。)					
ウ ユニバーシアード競技大会 (冬季競技大会を含む。)	大会開催準備事業 (※1)		1億円	4/5	80,000千円
エ 国際的な規模を有するスポーツの競技大会で、次に掲げる基準のいずれかに適合するもの (ア) 参加国数(予選大会があるものについては、予選大会の参加国数)が30か国以上であるもの (イ) 開催事業費が2億5千万円以上であるもの					

※1 総合競技大会、閣議了解された競技大会、その他文部科学大臣が特に必要と認めた大会が助成対象事業となります。

※2 総合競技大会及び閣議了解のある競技大会については、当該競技大会の規模及び助成可能額等を勘案して、助成金の額を調整し定めます。

東日本大震災復旧・復興支援助成

東日本大震災の被災地において行われるスポーツ活動に対して助成することにより、当該地域のスポーツ環境の復興支援を図ることを目的としています。

助成対象事業	助成対象者	助成対象期間	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
被災地の総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業	東日本大震災による災害救助法適用市町村（東京都は除く。）に所在する総合型地域スポーツクラブ	平成24年度から平成28年度までの5か年度を原則とする。	4,000千円	10/10	4,000千円
被災地の総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業			4,596千円		4,596千円
スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業 スポーツこころのプロジェクト 笑顔の教室	日体協	当該年度	200,000千円		

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に係る事業に対して助成することにより、当該競技大会の円滑な開催を図ることを目的としています。

助成対象事業	助成対象者	助成割合
東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成		
東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業	Tokyo 2020	10/10
組織体制強化事業		
国際広報活動事業	1 Tokyo 2020 2 JOC 3 JP SA	4/5
ドーピング防止活動推進強化事業	1 Tokyo 2020 2 JADA	10/10
ラグビーワールドカップ2019開催助成		
ラグビーワールドカップ2019開催事業	JR 2019	10/10
ラグビーワールドカップ2019開催準備事業		
組織体制強化事業		
ドーピング防止活動推進強化事業		
東京オリンピック・パラリンピック競技会場等整備助成		
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等競技会場整備事業	新設	1 都道府県 2 市町村
	改修・改造	
		3/4



平成28年度スポーツ振興基金助成金 交付対象活動の概要

スポーツ団体選手強化活動助成

競技ごとの強化拠点等において、計画的かつ継続的に行う選手強化活動に対して助成を行うことにより、競技水準の向上を図ることを目的としています。

助成活動名	助成対象者	助成割合	助成金の限度額
ア 国内合宿 イ 海外合宿 ウ チーム派遣 エ チーム招待	1 日体協の加盟団体（JOCの正加盟団体及び都道府県体育協会を除く。） 2 JOCの準加盟団体及び承認団体 3 JP SA	2/3	助成審査委員会において、助成金の配分限度額を設定する。

スポーツ団体大会開催助成

国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催に対して助成を行うことにより、我が国のスポーツの振興を図ることを目的としています。

助成活動名	助成対象者	助成対象経費の限度額	助成割合	助成金の限度額
ア 国際的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の日本開催 イ 全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催	1 日体協 2 JOC 3 日レク 4 JP SA 5 1、2又は3の加盟団体 6 1～5以外で、スポーツの振興を主たる目的とする法人	下限 1,500千円 上限 15,000千円	2/3	10,000千円

※実施する競技会、研究集会又は講習会ごとに1活動（1件）とします。

アスリート助成

我が国における優秀な選手に対して助成を行うことにより、優秀な選手を称えるとともに、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を図ることを目的としています。

認定区分	助成対象者	助成金の額
オリンピックアスリート		
JSCトップアスリート	次のいずれにも該当し、JOCにおいて、関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手 (1) JOCのオリンピック強化指定選手又はそれに準ずる者 (2) JADAの検査対象者登録リストに掲げられた選手 (3) 次回又は次々回のオリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手	2,400千円
JSCユースアスリート		900千円
パラリンピックアスリート		
JSCトップアスリート	次のいずれにも該当し、JPCにおいて、関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手 (1) JPCのパラリンピック強化指定選手 (2) JADAの検査対象者登録リストに掲げられた選手 (3) 次回のパラリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手	2,400千円

※ アスリート助成については、JOC又はJPCから助成対象者の推薦を受け、助成決定者を決定します（一般からの募集は行いません。）。

選手・指導者研さん活動助成

我が国における優秀な選手及びその指導者等が行う競技技術等の向上や将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を身に付ける研さん活動に対して助成を行うことにより、選手及びその指導者等の能力育成を図ることを目的としています。

助成活動名	助成対象者	助成対象経費の限度額	助成金の額
ア 選手及びその指導者等が競技技術等の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動 (海外研さん活動)	JOCにおいて関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者等	—	定額
イ 選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育 (能力育成教育)		下記参照	

能力育成教育の助成対象経費限度額

履修教育機関	助成対象経費限度額
大学・大学院（修士）	1,920千円（160千円×12ヶ月）
大学院（博士）	2,160千円（180千円×12ヶ月）
大学院（専門職学位）	2,400千円（200千円×12ヶ月）
短期大学、高等専門学校、専修学校	1,680千円（140千円×12ヶ月）

※ 選手・指導者研さん活動助成については、JOCから助成対象者の推薦を受け、助成決定者を決定します（一般からの募集は行いません。）。



平成28年度競技強化支援事業助成金 交付対象活動の概要

スポーツ団体トップリーグ運営助成

スポーツ団体が行うチーム単位で競う国内におけるスポーツの最高峰のリーグ（以下「トップリーグ」という。の運営及びトップリーグに対する支援活動に助成を行うことにより、トップリーグを活性化し、トップレベル競技者の活動基盤の整備を図ることを目的としています。

助成活動名	助成対象者	助成金の額
ア マネジメント機能強化 イ 研修会等開催 ウ トップリーグ開催 エ トップリーグ活性化活動	1 J T L 2 1の構成団体	定額

平成28年度競技力向上事業助成金 交付対象事業の概要

オリンピック選手等強化事業助成

JOC及びJOC加盟競技団体がハイパフォーマンス・プロジェクトプラン(強化プラン)に基づき、計画的かつ継続的に行う選手強化等の事業に対して助成を行うことにより、国際競技力の向上を図ることを目的としています。

助成事業名		助成対象者	助成割合
選手強化事業	選手強化活動事業	J O C	原則2/3
	コーチ力強化事業		10/10
	ターゲットエイジ育成強化事業		
ナショナルコーチ等設置事業			
コーチ設置事業	専任コーチ等設置事業		
	スタッフ会議開催事業		

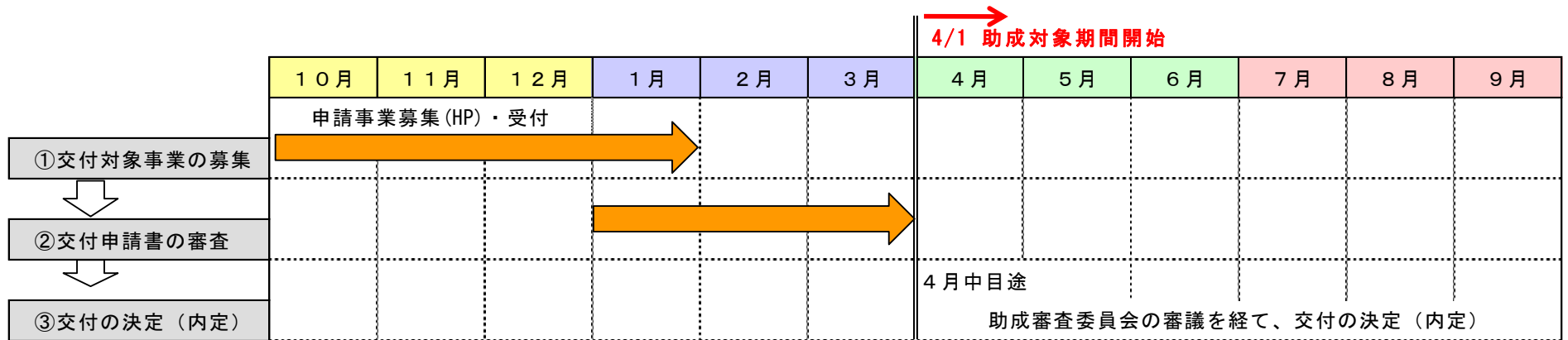
パラリンピック選手等強化事業助成

JPSA及びJPC加盟競技団体がハイパフォーマンス・プロジェクトプラン(強化プラン)に基づき、計画的かつ継続的に行う選手強化等の事業に対して助成を行うことにより、国際競技力の向上を図ることを目的としています。

助成事業名		助成対象者	助成割合
選手強化事業	選手強化活動事業	J P S A	10/10
	コーチ力強化事業		
加盟競技団体選手強化体制整備事業			
コーチ設置事業	専任コーチ等設置事業		
	スタッフ会議開催事業		
選手発掘事業			
統括団体選手強化体制整備事業			

- 助成事業の手続きの流れ
- スポーツ振興事業助成審査委員会
- スポーツ振興基金への寄附金

助成事業年間スケジュール(競技力向上事業を除く。)



- ※ 助成金申請の〆切は各事業によって異なります。
- ※ 予算や審査の状況に応じて、追加の募集を行う場合があります。



- ※ 助成金の額の確定及び助成金の精算払については、実績報告書の提出があったものから、随時行います。

スポーツ振興事業助成審査委員会

スポーツ振興基金、競技強化支援事業及びスポーツ振興くじの助成事業については、広くスポーツ関係者や国民の声が反映されるように、外部有識者によるスポーツ振興事業助成審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置しています。審査委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長の諮問に応じて、毎年度の助成活動の採択に関する事項、その他助成金の交付に係る業務に関する事項を調査審議しています。委員は20名以内で構成され、任期は2年とされています。

また、審査委員会には、競技力向上の関係の事項を審議する第一部会と、スポーツの普及関係の事項を審議する第二部会が設けられています。



スポーツ振興基金への寄附金

スポーツ振興基金は、我が国のスポーツの国際競技力向上とスポーツの裾野を拡大するため、1990年に政府出資金を受けて設立されました。これに、民間からの寄附金を合わせて基金の拡充を図り、その運用益等により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動に対して助成を行っています。また、基金の運用益のほかに、寄附金付き自動販売機の売上の一部の寄附等のご支援を受け、財源の確保に努めています。

■ ご寄附の方法

ゆうちょ銀行振替口座	楽天銀行口座	ジャパンネット銀行口座	寄附金付き自動販売機
専用の郵便振替用紙によりお振込される場合、振込手数料はセンターが負担します。	楽天銀行の口座をお持ちの方は、振込手数料無料でお振込ができます。	ジャパンネット銀行の口座をお持ちの方は、振込手数料無料でお振込ができます。	国立大学法人や地方公共団体、スポーツ団体等の施設に寄附金付き自動販売機を設置していただき、その売上の一部をご寄附いただいております。
【口座番号】 00110-0-539813 【口座名称】 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金	【支店番号】211 【口座番号】7005804 【口座名義】 独立行政法人日本スポーツ振興センター	【支店番号】001 【口座番号】0704490 【口座名義】 独立行政法人日本スポーツ振興センター	寄附金付き自動販売機の設置にご協力をいただいている機関は、下記のとおりです。



寄附金付き自動販売機は、前面にこのステッカーを貼っています。

■ 寄附金付き自動販売機設置台数（平成28年7月31日現在）

設置機関	設置台数
国立大学法人	50台
地方公共団体、その他スポーツ団体等体、企業	168台

設置機関の具体的な名称につきましては、JSCウェブサイトへ掲載しておりますので、ご参照ください。

JSCウェブサイト：<http://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei//kikin///tabid/93/Default.aspx>

スポーツ振興基金への寄附金②

■ スポーツ振興基金支援企業（平成28年7月31日現在、50音順）

アクサ生命保険株式会社	三洋電機株式会社	太陽生命保険株式会社	日本生命保険相互会社	みずほ信託銀行株式会社
朝日生命保険相互会社	株式会社ジェイティービー	第一生命保険株式会社	パナソニック株式会社	株式会社三井住友銀行
アサヒビール株式会社	ジブラルタ生命保険株式会社	大同生命保険株式会社	富国生命保険相互会社	三井生命保険株式会社
株式会社安藤・間	清水建設株式会社	株式会社竹中工務店	株式会社フジタ	株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社大林組	新日鐵住金株式会社	中央三井信託銀行株式会社	株式会社フジテレビジョン	株式会社村田製作所
オリックス銀行株式会社	住友信託銀行株式会社	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社	前田建設工業株式会社	明治安田生命保険相互会社
鹿島建設株式会社	住友生命保険相互会社	東京海上日動火災保険株式会社	マスマニチュアル生命保険株式会社	株式会社りそな銀行
株式会社熊谷組	西武鉄道株式会社	戸田建設株式会社	マニユライフ生命保険株式会社	
株式会社鴻池組	ソニー株式会社	凸版印刷株式会社	株式会社マルニファニング	
サッポロビール株式会社	株式会社損害保険ジャパン	トヨタ自動車株式会社	ミズノ株式会社	
サントリーホールディングス株式会社	大成建設株式会社	西松建設株式会社	株式会社みずほ銀行	

★ このほかにも、個人やスポーツ団体、企業等から様々な形での寄附をいただいております。

【参考】 当センターは特定公益増進法人に指定されており、スポーツ振興基金への寄附金については、税制上の優遇措置を受けることができます。

	所得税	相続税	法人税
優遇措置の概要	年間所得の40パーセントを限度として、寄附金から2千円を差し引いた金額が、寄附者の年間所得から控除されます。	相続又は遺贈により取得した財産の一部又は全部を寄附した場合、寄附した財産の価額については課税されません。	事業所得の算出の際、一定の限度額の範囲内で、損金として算入することができます。
根拠規定	所得税法施行令第217条第1項第1号	租税特別措置法施行令第40条の3第1項第1号	法人税法施行令第77条第1項第1号
その他の必要事項	「確定申告」が必要です。当センター発行の「領収書」を添付して税務署に申告してください。	相続税の申告期限は、被相続人の死後10か月以内とされています。	限度額はその法人の資本や所得の金額によって異なりますので、税務署等にご確認ください。